

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第二期入試 憲法

【出題趣旨】

本問は、学園祭での学部憲法ゼミ報告会という場面において、公立大学における大学教員の研究教育の自由と、県の政治・行政上の権限行使との対立という形で、事案をどう整理し、両サイドからどう説明するかを、問1、問2でそれぞれの観点から論じてもらう。その意味で、事例に対応して、どのように憲法論を両当事者が解釈適用しようとするかを問う出題である。

【採点基準】

出題趣旨で述べたように、問1、問2は、両当事者それぞれの主張・反論の憲法論としての有効性を基準として採点するものである。

問1では、本問大学学長側が、本問大学教員側に対して、「大学の自治」を理由として、一定の処分等を構想する。その際、当該目的にとり合理的な手段としてであれば、過大に至らないレベルの不利益処分等は、違憲違法とならない、という前提に立つ。

問2では、本問大学教員の学問の自由の行使であり、会場に参加している住民相互の対立も言論による相互批判のみであって会場の安全にとっての混乱が引き起こされたわけではないことから、本問の学部憲法ゼミ報告会における教員の発言も、大学の自治の行使の範囲内として正当化されると反論することが想定される。

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 刑法

【出題趣旨】

間接正犯ないし離隔犯における「実行の着手」、客体の錯誤と方法の錯誤との区別および錯誤事例の処理に関する基本的知識を中心に、具体的事例の分析力および理論の応用力を試し、合わせて、法的思考能力、文書記述能力をみる趣旨である。

【採点基準】

※ 評価上の主要な観点と概略的な配点割合（%による数字）を示す。

問1 殺人罪（199条）の間接正犯（40）

甲の行為の構成要件該当性判断の核となる実行行為の意義を正しく理解して説明すること。本事例をふまえて、間接正犯の意義およびその場合の着手時期について適切に論じること。着手時期に関する判例の立場についても言及すること。

その上で、事例の事実評価を適切に行い、殺人罪の間接正犯の形で実行行為性が認められる旨、およびその場合の実行の着手が認められるか否かを、解釈理論に従って述べること。

甲の認識が殺人罪の故意と認められることにも言及すること。

問2 事実の錯誤（Aを殺害する認識でCの死亡という事実を引き起こしたこと）（50）

1 因果関係

まず、因果関係が存在することが結果に関する罪責を負う前提であるから、甲の行為とCの死亡との間の因果関係が問題である。因果関係の存否判断として「規範」の正しい理解と適切な「事実評価」が行われる必要がある。その際、近時判例の動向をふまえて、いわゆる「行為の危険の現実化」の枠組を意識することが望まれる。

2 錯誤の処理

(1) 事例は、想定した手段の効果が及ぶ先が認識外の客体であったという方法の錯誤とみることもできるが、Aが飲用すると認識して行為したところCが飲用したという点をとらえると客体の錯誤とみる余地もある。いずれにせよ、錯誤の取り扱いを正しく理解して説明したうえ、本事例における錯誤の処理を的確に論じることが求められる。

(2) いわゆる法定的符合説に従う場合、1人を殺害する意思で複数人の死亡結果が発生した場合に複数の殺人罪の成立を認める（いわゆる複数故意犯説）のであれば、本事例においてAに対する殺人未遂罪、Cに対する殺人既遂罪という2罪の成立を認めることが筋であろう。ただし、Aに対する殺人未遂の事実について故意を肯定しない立場もありうる。

総合評価として上記以外の加点・減点要素の考慮（10）

加点例：全体としての構成の巧みさ、論理的一貫性、

減点例：知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や推論の不整合

以上